

浜松市教育委員会規則第3号

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則（平成19年浜松市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(24)～(27) (略)</p> <p>学校・地域連携課 (略)</p> <p>教育施設課</p> <p>(1) 学校施設の整備計画の<u>策定</u>に関すること。</p> <p>(2) 学校の用に供する土地、建物等の取得及び管理に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>教職員課 (略)</p> <p>指導課</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>教育支援課・健康安全課 (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 社会教育関係団体 <u>(認定地域クラブ活動の運営団体を除く。)</u>に関すること。</p> <p>(24)～(27) (略)</p> <p>学校・地域連携課 (略)</p> <p>教育施設課</p> <p>(1) 学校施設の整備計画に関すること。</p> <p>(2) 学校の用に供する土地、建物等の取得、<u>整備</u>及び管理に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>教職員課 (略)</p> <p>指導課</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 不登校児童生徒の支援に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>教育支援課・健康安全課 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、不登校児童生徒の支援に関する事務の所管を教育支援課から指導課へ変更するほか、所要の整備を行うものです。